

備品管理の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項										
消防学校	<p>下記の備品について、備品出納簿に記載されていなかった。</p> <table border="1" data-bbox="507 495 1641 722"> <thead> <tr> <th data-bbox="507 495 700 600">品種</th> <th data-bbox="700 495 1020 600">品目 商品名</th> <th data-bbox="1020 495 1311 600">当初受入年月日</th> <th data-bbox="1311 495 1442 600">数量</th> <th data-bbox="1442 495 1641 600">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="507 600 700 722">雑品類</td> <td data-bbox="700 600 1020 722">繊維類 訓練人形（帝商株式会 社製）</td> <td data-bbox="1020 600 1311 722">令和4年10月13日</td> <td data-bbox="1311 600 1442 722">2</td> <td data-bbox="1442 600 1641 722">308,000円</td> </tr> </tbody> </table>	品種	品目 商品名	当初受入年月日	数量	金額	雑品類	繊維類 訓練人形（帝商株式会 社製）	令和4年10月13日	2	308,000円	<p>検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【大阪府財務規則】 （物品の出納の通知及び帳簿の記載） 第80条 物品管理者は、物品の受入れ又は払出しの必要があるときは、出納員に物品の分類を明らかにして出納の通知をしなければならない。 2 前項の通知を受けた出納員は、次に掲げる帳簿を備え、受入れ又は払出しの事実を記載しなければならない。 一 備品出納簿（様式第39号）</p> </div>
品種	品目 商品名	当初受入年月日	数量	金額								
雑品類	繊維類 訓練人形（帝商株式会 社製）	令和4年10月13日	2	308,000円								
措置の内容												
<p>当該備品について、速やかに備品出納簿への記載を行うとともに、関係職員に対し、備品の適正管理についての研修を行った。 検出事項の原因は、担当職員の確認不足により備品出納簿への記載漏れが生じたものである。 今後は再発防止に向けて、年2回（上半期及び下半期）備品出納簿への記載漏れがないか複数職員で確認を行うことにより、適正な事務処理に努める。</p>												

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和5年10月2日から令和6年1月31日まで）